

# 建設工事における新技術活用促進に関する実施要領

平成 14 年 3 月  
平成 19 年 4 月  
平成 20 年 4 月  
平成 22 年 9 月  
平成 26 年 8 月  
平成 30 年 5 月  
平成 31 年 3 月  
令和 3 年 4 月  
令和 5 年 4 月  
令和 8 年 4 月

静岡県

## 1. 目的

建設分野を取り巻く諸課題の解決を図るためには、安全・安心に関する技術、建設コストの縮減に関する技術、生態系の保全・生息空間創造に関する技術及びリサイクル材の活用技術等、民間等で開発された有用な新技術、新工法（以下、「新技術」という。）を公共事業において積極的かつ円滑に活用していくことが重要である。

本取組は、このような観点から、広く民間等から新技術に係る情報を収集し、これらの新技術の有用性及び公共事業への適用性等に係る評価を行い、新技術の活用促進を図ることを目的とする。

## 2. 定義

この要領において新技術とは、民間等で開発された建設技術の中で、

- ① コストの縮減
- ② 工期の短縮
- ③ 品質・出来形の向上
- ④ 施工性の向上
- ⑤ 安全の確保
- ⑥ 環境への影響抑制
- ⑦ 景観への配慮

等、建設現場の生産性向上に資する技術で、現在の積算基準または、施工管理基準で規定されていない工法等の技術をいう。

活用の区分については次のとおりとする。

### ○レベル3

「活用促進を図る新技術」

県の工事で一般に活用促進を図る新技術

### ○レベル2

「活用後調査が必要な新技術」

現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証（活用効果調査の実施）する必要のある新技術

### ○レベル1

「実績がない新技術」

全国での施工実績がなく、活用効果調査（追跡調査必須）の実施が必要な新技術

## 3. 新技術の事務取扱

### (1) 「事務局」の設置

広く民間等の新技術を公共事業に活用するため、ホームページ等に申請方法について

掲載し募集を行い、新技術情報データベースへの登録申請を受け付ける新技術登録窓口として事務局を交通基盤部建設経済局技術調査課（建設技術監理センター）に置く。

#### (2) 「建設工事新技術活用評価委員会」の設置

事務局にて受け付けし作成した新技術の評価案について、新技術の有用性、公共事業への適用性等を評価し、活用区分（レベル1、2、3）の承認、および、活用効果調査の結果等を基にレベル2から3への適否を判定するため、「建設工事新技術活用評価委員会」（以下、「新技術活用委員会」という。）を設置する。

#### (3) 注意義務

新技術の取扱いに関係する職員は、技術提供者に対して公正、中立性を保つなど、常に厳正な姿勢で対処し、疑惑な不信を招くことがないように注意する。

### 4. 新技術の登録申請

#### (1) 対象とする新技術

##### ①新規登録の技術

新規登録する技術は、開発した日の翌年度の4月1日から10年を経過していない技術を対象とする。

##### ②登録後、改善を行った技術

登録後、有意な改善を行った技術は、改善を行った日の翌年度の4月1日から10年を経過していない技術を対象とする。

#### (2) 新技術登録申請書及び新技術概要説明資料

新技術に係る登録申請は、新技術登録申請書及び以下の項目からなる新技術概要説明資料を提出することとする。

- ① 新技術の名称、副題
- ② 新技術の区分（工法・機械・材料・製品・その他）、分類
- ③ キーワード
- ④ 国土交通省（NETIS）への登録状況
- ⑤ 開発目標
- ⑥ 活用の効果
- ⑦ 開発体制、開発会社、問合せ先（会社名、担当者等）
- ⑧ 新技術の概要
- ⑨ 新技術の特徴（長所・短所）
- ⑩ 施工方法

- ⑪ 施工単価等、積算資料等、施工管理基準等
- ⑫ 適用条件（適用できる条件、適用できない条件）
- ⑬ 留意点及び課題と今後の開発計画等
- ⑭ 実験等作業状況、実験資料等
- ⑮ 特許、実用新案の有無
- ⑯ 建設技術評価等の有無
- ⑰ 第三者機関による証明の有無
- ⑱ 施工実績
- ⑲ 概要写真
- ⑳ その他添付資料

（３）登録申請の受付

登録申請は、新技術登録窓口である事務局で原則電子データにより受け付ける。

（４）評価結果等の情報提供

事務局は、新技術活用委員会で登録を承認された新技術の評価結果等を新技術情報データベースに掲載し、県庁内はSDO、市町や一般にはインターネットを通じて情報提供する。

（５）新技術申請者の義務

新技術申請者は、静岡県の新技術情報データベースに登録された技術の内容を変更した場合、速やかに事務局へ報告する。

また、土木事務所等の工事や各種調査に協力する。

５．新技術の活用

（１）新技術の積極的な活用

事務局は本庁主管事業課と連携し、有用な新技術について積極的に活用できる体制を確保し、適用条件を確認のうえ全県的な活用展開を図る。

また、試験施工の必要がある新技術についても、積極的に活用できる体制を確保するものとする。

土木事務所等は、各公共工事に新技術を採用することの可否について比較検討を行い、新技術の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技術の活用を図るものとする。

また、必要に応じて本庁主管事業課へ新技術の活用について協議するものとする。

（２）活用効果調査の実施（レベル１・レベル２技術の活用）

土木事務所等は、新技術活用委員会により「実績がない新技術」（レベル1）・「活用後調査が必要な新技術」（レベル2）と評価されたものを活用する場合は、工事完了後に、工事完了後に新技術の活用効果、施工管理等に関する調査を行い、事務局に報告する。

特に、「実績がない新技術」（レベル1）については、追跡調査を必須とする。

新技術申請者は、追跡調査に協力するものとする。

新技術活用委員会は、事務局から報告のあった活用効果調査結果に基づき活用評価、施工管理基準等の整備の必要性、及び新技術の信頼性について評価を行う。

## 6. 静岡県活用促進技術

新技術として登録された技術のうち、汎用化、一般化されていない技術でかつ総合的に活用の効果が優れていると判断できる技術を、静岡県活用促進技術に指定し、有用な新技術の活用促進を図る。

### （1）静岡県活用促進技術の指定

新技術活用委員会は静岡県の新技術情報データベースに登録された技術の中で、「静岡県活用促進技術」とすべき技術がある場合は指定を行う。

### （2）静岡県活用促進技術の情報提供

静岡県活用促進技術に指定された技術については、新技術情報データベースに掲載し、県庁内及び市町・一般に情報提供する。